

非営利共同組合

SIB アジア協会

<http://sib.asia>

協会規約

(名称)

第1条 本会は、「SIB アジア協会」(以下「本会」という)と称する。

(法形式)

第2条 本会は、[民法第667条](#)の規定に基づく共同組合とする。

(目的)

第3条 本会は、会員が「各種社会保障事業」に関する知識を学習し、その学習した知識を一人でも多くの人に敷衍し、共同で資金を拠出して次項2①～⑥「各種社会保障事業」の支援事業等を行うことを主たる目的とする。但し、当該事業等は原則・非営利とする。

- 2 ①「ジェネリック」支援事業、②「残飯等不出」支援事業、③「餓死・自殺防止」支援事業、④「生活保護」支援事業、⑤「就労・生業」支援事業、⑥「食医一元」支援事業 等を行う。

(設立及び出資)

第4条 本会は、「各種社会保障事業」のノウハウ等及び人的・知的財産をもとにして設立する。

- 2 前項の設立にあたり、会員は、均等の額の資金(一口五百円/月～)を拠出する。

(入会)

第5条 本会の設立にあたり、会員/パートナーになろうとする者は、本規約を十分に理解したうえで会員/パートナーとなるものとする。

- 2 本会の設立後に、新たに会員になろうとする者は、本会に入会申込書を提出し、会員全員の同意を得たうえで、会員/パートナーになることができる。
- 3 本会の代表者は、当該新規入会希望者に対して、本規約の内容を十分に説明を行い、当該新規入会希望者は、本規約の内容を十分に理解したうえで入会する。
- 4 新規入会希望者は、前条第2項に掲げる額の資金を拠出して本会正会員となる。

(会員の資格)

第6条 会員は、本会の経営判断を決定する総会に出席できる者でなければならない。

- 2 会員は、「各種社会保障事業」の創設について意見を有する者でなければならない。
- 3 会員は、原則・個人でなければならない。但し、特別会員として「団体」も可とする。

(会員の数)

第7条 本会は、会員全員の意思疎通が円滑に行い得る人数を会員数の限度とする。

- 2 会員全員の意思表示及び意思疎通は原則メールとする。但し「委任」も可とする。

(運営)

第8条 本会の学習及び「各種社会保障事業」創設を決定する総会は、原則として毎月予め定められた日に開催するものとし、年12回以上開催するものとする。

- 2 総会は、原則として会員の全員が出席して行うものとする。
- 3 本会の事業創出の決定は、総会において総会員数の過半数の同意により行うものとする。
- 4 前項の決議において会員は、出資持分にかかわらず1個の議決権を有するものとする。
- 5 会員は、他の会員に経営判断又は運用の委任を原則することはできない。やむを得ない事由により総会に出席できない場合、当該会員は、予め送付された議案に対する意見を他の会員に委任することができる。その場合は、委任を受ける会員は2以上の委任を受けることができない。但し、代表者はその限りではない。
- 6 代表者が必要と認める場合、又は、会員の過半数からの請求がある場合、第1項に定める定例の総会のほかに、臨時の総会を開催することができる。

(機関)

第9条 本会に代表者、業務執行者、会計責任者及び監査役を置く。

- 但し、業務執行者は、会計責任者又は監査役を兼任することができない。
- 2 代表者、業務執行者、会計責任者及び監査役は前条第1項の総会により、過半数の同意を得て選任するものとする。

3 代表者、業務執行者、会計責任者及び監査役の任期は4年とし、再任も可とする。

(代表者)

第10条 代表者は、総会の議長を務め且つ本会を代表し本会事業に関する全ての業務を行う。

2 代表者は、本会及び会員を代表し、訴外交渉及び訴訟当事者として訟務を担当する。

(業務執行者)

第11条 業務執行者は、本会の事業経営に関する事業経營業務等を執行する。

2 業務執行者は、業務処理状況を代表者及び会員に報告しなければならない。

(会計責任者)

第12条 会計責任者は、本会の会計に関する業務を行い、複式帳簿を作成する。

(監査役)

第13条 監査役は、本会の業務運営及び会計の監査を行い、毎月の総会において報告する。

(事業資金の拠出)

第14条 会員は、本会の事業資金として、毎月予め定められた金額(一口五百円/月~)を上限とし、原則として各会員同一金額を拠出する。

2 前項の事業資金は、原則金銭とし、労務・現物による出資は行わない。
但し「個人」の特許等及び意匠権・商標権・著作権等知的財産はその限りではない。

(事業資金の保管)

第15条 前条の事業資金は、事業の実行までの間、本会の名義をもって、ゆうちょ銀行に開設する、日本セーフティネット協会代表者名口座に、安全かつ確実に保管する。

(共有財産)

第16条 前条の事業資金及び事業資金により取得した「各種社会保障事業」の財産等は、会員の共有財産とし、会員は出資に応じた共有持分を有する。

2 本会に生じた債権債務は、各会員の持分に応じて会員に帰属する。

3 本会は、共有財産に債務が生じる金銭消費貸借契約等を行わないこととする。

(運用損益の取扱い)

第17条 本会の運用損益(配当金等の果実を含む)は、各会員の持分に応じて会員に帰属し、総会においてその再拠出又は配分について決定する。

(経費の負担)

第18条 会員は、本会の運営のために必要な経費を、予め定められた方法により支払うものとする。但し、原則として会費(一口五百円/月~)をもって充当する。

(役務)

第19条 本会の業務の運営は、会員の分担により行い、その役務は原則無償とする。

2 但し、代表者、業務執行者、会計責任者及び監査役は最低限度の有償とする。

(業務執行者の解任)

第20条 代表者及び会員は、正当な事由がある場合には、業務執行者等を除く会員全員の合意により、業務執行者等を解任することができる。

(事業の対象)

第21条 本会が創設する「各種社会保障事業」は、原則、共同組合とする。但し、総会で特に承認した場合は、その他の「事業体/会社等」についても経営できるものとする。

(売買)

第22条 業務執行者は、総会において選定された「各種社会保障事業」について、予め定められた方法により、特定商品及びノウハウ・サービス等の売買を行う。

(総会決定記録等)

第23条 総会毎に、本会の下記の総会決定事項等について記録し、その場で、総会出席者全員の承認を得るものとする。

1-1 創立総会以降の本会の資産及び収支の異動内容について、会計帳簿に基づく報告・承認がなされたこと

1-2 その他本会の運営に関する決定事項等

2 会員は、総会決定記録、会計帳簿等をいつでも閲覧できるものとする。

(会計帳簿等)

第24条 本会の会計帳簿については、会計帳簿を作成し、監査役の監査を得るとともに、総会の都度、資産及び収支の内容の承認を得るものとする。

2 前項の会計帳簿のほか、各会員の持分に係る計算書を作成するものとし、定期的に会員に提供するものとする。

3 会員は、前2項の会計帳簿その他本会の財産に係る状況をいつでも検査できるものとする。

(事業年度)

第25条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(退会)

- 第26条 会員は、原則としていつでも退会届を提出し、退会することができる。
- 2 会員は、正当な事由がある場合に限り、他の会員全員の同意をもって除名される。
- 3 会員が死亡、破産、成年被後見人、除名となったときは退会する。
- 4 本会から退会した会員は、退会時における本会の資産価値に基づき、当該退会会員の持分について、予め定められた方法により払戻しを受ける。

(解散)

- 第27条 本会は、会員の著しい減少その他のやむを得ない事由により、本会の維持、継続が困難となった場合、解散できるものとする。
- 2 本会を解散する場合は、本会の資産を各会員の持分に応じて会員に配分する。

(外部との関係)

- 第28条 本会において、外部からの事業情報を利用する場合には、予め総会の承認を得るものとする。

(規約の改正)

- 第29条 本規約の改正については、会員の2分の1以上の承認をもって行うものとする。

付則

- 1 本会は第2条による民法上の共同組合であるが、現今労働市場における未必の強制労働に鑑み、労働組合法第2条に基づく労働組合を別途組織し該活動も並行する。尚、当該労働組合の名称は「国際労働組合・セーフティネットユニオン」とする。
- 2 本会の発足当初の代表者、業務執行者、会計責任者及び監査役は、第9条第2項の規定にかかわらず発起人会において選任する。



非営利共同組合

SIB アジア協会

代表 新村 紘宇二

〒414-0001 伊東市宇佐美 1972-2

0557-47-7184 [お問い合わせはメールでお願いします。](mailto:info@sib.asia)

<http://sib.asia>